廃棄物の適正な処理の確保に関する条例に基づく公表

廃棄物の適正な処理の確保に関する条例(平成20年長野県条例第16号。以下「条例」という。)に 基づき次のとおり公表し、関係図書を縦覧に供します。

> 23 上小地環第 96 号 平成23年8月3日

長野県上小地方事務所長

1 公表する内容及び縦覧する関係図書

(産業廃棄物処分業の新規許可及び産業廃棄物処理施設の新規設置許可)

根拠条項	内 容 及 び 関 係 図 書	公表及び縦覧するもの (○を付す)
(1) 条例第 33 条第 1 項	事業計画概要書	0
(2) 条例第 37 条第 2 項 (第 37 条第 5 項含む)	事業計画概要説明会終了報告書 (勧告に基づくものを含む)	
(3) 条例第 39 条第 1 項	事業計画書	
(4) 条例第 42 条第 5 項	見解書及び意見書(写)	
(5) 条例第 46 条第 2 項	最終見解書	
(6) 条例第 48 条第 2 項	事業計画廃止届出書	

2 公表する事項									
	事項	内 容(該当	内 容(該当する項のみに記載する)						
条 例 第 33、 37、	①氏名又は住所 (法人にあっては、その名称、代表者の 氏名及び主たる事務所の所在地)	長野県上田市塩川66番地 上田産業株式会社 代表取締役 相馬しず江							
	②廃棄物の処理施設の設置の場 所	長野県上田市本海野字郷地川原1255番1							
39、	③廃棄物の処理施設の種類	中間処理(破砕施設)							
42、 46、 48 条	④処理を行う廃棄物の種類	がれき類(廃コンクリート及び廃アスファルトに限る。)、 ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(コンクリートくずに限る。) 以上いずれも特別管理産業廃棄物を除く。							
	⑤廃棄物の処理施設の処理能力	424 t/日(53 t/h 8 時間稼働)							
	⑥変更の概要(変更許可等の場合)	新	IH III						
条 例 33、 37 条	⑦周辺地域の範囲及びその根拠	上田市塩川(郷仕川原区)、東御市本海野区 廃棄物処理施設の設置等に係る指針第2の1 (5)							
	⑧関係市町村長及び関係住民の 範囲並びにその根拠	上田市長、東御市長 上田市塩川 (郷仕川原区)、東御市本海野区に住所若しく は居所又は事務所若しくは事業場を有する者 周辺地域内で農業又は漁業を営む者 条例第28条第2項及び条例施行規則第22条第1号							
	⑨関係住民に対する事業計画概要説明会の開催日時及び場所	東御市本海野区 第1回 平成23年11月13日(日)午後7時から 第2回 平成23年11月14日(月)午後7時から 東御市本海野公民館海野宿ふれあいセンター (東御市本海野1125-1)							

	上田市塩川(郷仕川原区) 第3回 平成23年11月27日(日)午後7時から 第4回 平成23年11月28日(月)午後7時から 上田市塩川郷仕川原公民館(上田市塩川191)	
⑩事業計画概要書(事業計画概要 説明会終了報告書)の縦覧場 所、期間及び時間	(縦覧場所)長野県上小地方事務所環境課 (期間)平成23年8月4日(木)~9月2日(金) (土曜日・日曜日及び祝日を除く) (時間)午前8時30分~午後5時	

3 提出できる意見

今回提 出でき る意見	根拠	対象	意見できる内容	様式	期限及び提出先
0	第 34 条	○第32条第2項の関係市町村長○第33条第2項の関係住民○事業計画概要書について生活環境 保全上の見地から意見を有する者	○周辺地域の範囲 ○関係市町村長及び 関係住民の範囲並 びにその根拠 ○関係住民に対する 事業計画の概要に 関する説明会の開 催日時及び場所	12 号	提出期限 平成23年9月2日 (金) 提出先 長野県上小地方事 務所環境課
	第 37 条	○第36条第1項の対象関係市町村長 ○第36条第1項の対象関係住民	○事業計画概要説明 会終了報告書の内 容	15 号	
	第 41 条	○第36条第1項の対象関係市町村長 ○第36条第1項の対象関係住民 ○事業計画書について生活環境保全 上の見地から意見を有する者	○事業計画について	17 号	提出期限 平成 年 月 日() 提出先 (意見書の写しを地 方事務所にも提出で きます)
	第 43 条	○第36条第1項の対象関係市町村長○第36条第1項の対象関係住民○事業計画書について生活環境保全上の見地から意見を有する者	○見解書について	15 号	提出期限平成年月日()提出先

^{*「}今回提出できる意見」に○印のあるものについて意見書の提出ができます。

注) 意見提出にあたっての留意事項

- ・提出書類はいずれも日本工業規格A列4番(折込可)とし、使用する言語は日本語とすること。
- ・提出方法は持参又は郵送とすること。なお、電子メール等に添付しての提出は、確実な受領が保証されたものではないため、認められないこと。